



バナー広告利用契約書

申込者（以下「甲」という）と、受諾者：京都府旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という）は「よろしおす 京の旅館」（以下「本サイト」という）内のバナー広告掲載及び制作、契約期間内の保守管理についての申込に関し、下記条項の通り利用契約を締結するものとする。

乙が受諾する甲の広告掲載申込は、「バナー広告掲載申込書」の内容に準ずる。

乙及び甲以外の、個人及び団体全てを以下「第三者」という。

特に、乙が運営する本サイト上のバナー広告を閲覧する全てを、以下「閲覧者」という。

第1条 バナー広告サービスとその契約目的

1. 本サービスは、乙の運営する本サイト ([http:// www.kyotoryokan.com](http://www.kyotoryokan.com)) に、甲の広告を掲載するサービスを指す。又、掲載される広告は、バナー広告（以下「広告」という）と呼ばれる乙が指定する様式の画像ファイルを指す。

2. 乙は、甲が提出して審査、承認された広告、又は甲の依頼に基づき乙が制作した広告を本サイトに掲載し、保守管理に関する業務を遂行するものとする。甲は乙にその対価として、掲載料を支払うものとする。

第2条 広告の規定

1. 乙は次のような甲の広告について、本サイトで掲載しないことと致します。

- (1) 甲の責任の所在が不明なもの。
- (2) 乙が甲の商品やサービスなどを推薦、あるいは保証しているかのような表現のもの。
- (3) 甲の広告が公序良俗に反し社会秩序を乱すような表現、あるいはコンテンツを含むもの。
- (4) 甲の販売商品、提供サービス、その販売及び提供方法が違法、もしくは官公庁の許認可を得ていないもの。
- (5) 甲が乙および第三者の氏名、写真及び商標、著作権などを無断で使用または、侵害したもの。
- (6) 甲が乙および第三者への名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害、知的財産権等を侵害する恐れのあるもの。
- (7) 甲の広告から閲覧者が不快と思われるサイトにリンクするもの。
- (8) 甲の広告の表現及びリンク先が消費者保護・青少年保護の観点で不適切なもの。
- (9) 甲の広告の表現及びリンク先が詐欺的なもの、またいわゆる不良商法とみなされるもの。
- (10) 乙および第三者の信用を害するサイトにリンクするもの。
- (11) 甲の管理するサイト以外のサイトにリンクするもの。
- (12) その他、乙が不適切と判断したもの。

第3条 広告の契約期間、掲載日、契約期間中の掲載中止

1. 広告掲載の契約は1年単位とし、原則4月1日より翌年3月31日まで、と10月1日より翌年9月30日までの2期間とする。又、期間中に広告の掲載枠に空きが出た場合は、随時契約とする。
2. 乙は本サイトへの甲の広告の掲載を、原則4月1日と10月1日の2回に行うこととする。又、広告の随時契約があった場合は、その限りではない。
3. 甲から契約期間終了前に契約中止の申し出があった場合、乙は掲載料金の返金を致しません。又、乙が利用契約に基づき広告の掲載を中止した場合も、甲に掲載料金の返金を致しません。
4. 甲の依頼により契約期間終了前に掲載の中止を行う場合、乙は甲の広告データの削除費用をいたしません。
5. 掲載口数を超える応募があった場合、申し込み順とし、超えた分については掲載をお断りする場合があります。

第4条 広告を掲載するページの言語、広告掲載箇所、広告の募集掲載件数

1. 甲の広告を掲載する本サイトのページは、言語別に契約するものとし、日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字) 及 中国語(繁体字)、の5言語とする。
2. 広告の掲載は、本サイトの所定の広告表示箇所に掲載します。
本サイトの各言語トップページ内2箇所、A枠 および B枠内とする。
3. 広告の募集掲載件数は以下とします。又、ページのレイアウト上、問題が無ければ複数口契約も可能とする。
A枠：広告(大)として3口 / B枠：広告(中)として12口
4. ページのレイアウト、デザインの変更に伴い、広告の表示箇所及び表示件数が予告無く変動する場合がある。

第5条 広告の形式・サイズ、及び掲載料金・広告登録料金・掲載削除料金・広告制作料金

1. 広告は、以下の形式・サイズの画像ファイルによるものとし、原則、甲が準備するものとする。
形式：GIF(動画不可)又はJPEGとする。
トップページA枠内に広告(大)として3口募集 (1口の画像の大きさ：横250ピクセル × 縦80ピクセル)
トップページB枠内に広告(中)として12口募集 (1口の画像の大きさ：横185ピクセル × 縦60ピクセル)
2. 甲より提出された広告は、前記の「第2条 広告の規定」に基づき乙が審査します。

3. 広告の掲載料金は以下とします。

* 広告(大) 1口 : 年額 60,000 円 (税込) / 5,000 円 × 12 ヶ月

* 広告(中) 1口 : 年額 36,000 円 (税込) / 3,000 円 × 12 ヶ月

4. 広告の登録料金は以下とし、これには削除料金を含む。

広告の枠、大きさに関係なく、1口 : 3,000 円 (税込) とします。

5. 広告制作料金は以下とします。

甲が広告を準備することが困難な場合は、甲の依頼に基づき、乙が有料にて広告を制作することができる。この場合、広告のデザインについて、甲は乙に一任するものとします。

* 広告(大) 1口 : 9,000 円 (税込)

* 広告(中) 1口 : 6,000 円 (税込)

第 6 条 データの入稿と入稿方法

1. 甲は掲載開始予定日の 10 日前までに、乙に広告データを入稿するものとする。

2. 甲はデータを E-mail に添付もしくは各種方式の記録媒体により入稿し、その際、乙は記録媒体を返却しない。

3. 期限までに入稿を乙が確認できない場合、掲載開始が遅れる場合があります。

第 7 条 各種費用の支払方法及び契約の成立

1. 広告掲載費、広告登録(削除)費、広告制作費は一括前払いのみとし、甲は掲載開始予定日の 10 日前までに乙の指定口座に振込むこととする。その振込み手数料は、甲が負担するものとします。

2. 振込み期限までに乙が入金を確認できなかった場合は、掲載開始が遅れる場合があります。

3. 掲載開始予定日の 10 日前を過ぎて入金を確認された場合は、乙が入金を確認した時点からの掲載開始とし、その際掲載日数が短くなったことによる掲載料金の返金は致しません。

4. 広告利用契約は、甲と乙による本契約書の取り交しを持って契約の成立とみなします。

5. 甲と乙は本契約成立後、速やかに契約内容を遂行するものとする。

第 8 条 広告利用契約の更新と終了

1. 甲が契約を更新する場合、契約期間終了予定日の 1 ヶ月前を更新期限とし、その期限までに、乙に申し出るものとする。
2. 甲が更新期限までに、乙に更新を申し出ない場合、掲載期間終了予定日をもって、契約終了とみなす。
3. 甲が更新期限後に申し出た場合、乙は更新をお断りする場合があります。
4. 契約終了後に甲が再契約を申し出た場合、新規契約として第 5 条 4 項の広告の登録(削除)料金を必要とする。

第 9 条 サービスの停止

1. 次に該当する場合には、乙の判断により甲に事前に連絡することなく、サービスの運用の全部または一部を停止することができるものとします。

- (1)天災、事変、その他の非常事態が発生し、本サイトの公開にかかわる電気通信設備が停止・故障した場合。
- (2)本サイトの公開にかかわる電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない事由が生じた場合。
- (3)本サイトの公開にかかわる電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合。
- (4)本サイトの全部あるいは一部に対し、法令による規制、司法命令等が適用された場合。
- (5)甲が乙の利益に反する行為を行うか、行う恐れがあると乙が判断した場合。
- (6)甲が本サービス利用契約の何れかの条項に違反した、違反の恐れがあると乙が判断した場合。

2. 乙は前項に基づくサービスの停止によって、甲及び第三者及び閲覧者に損害が生じても、一切責任を負いません。

第 10 条 広告に対する保証および質疑

1. 乙は、第三者及び閲覧者に対し、広告に掲載の商品・サービス等のその全て内容の真偽、適法性、妥当性、信頼性、正確性、完成度、有用性(有益性)等に関して、一切保証いたしません。又、それらに関し一切の質疑について回答いたしません。

第 11 条 損害賠償

1. 乙は、甲及び第三者及び閲覧者に対して発生した全ての損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。
2. 甲の責において乙が損害を被った場合、甲は乙に対して広告利用契約の解除の如何にかかわらず、損害賠償の義務を負うものとします。

3. 甲の責において閲覧者及び第三者が損害を被った場合、甲がそれらに対し損害賠償の義務を負うものとします。

第 12 条 契約の適用

1. 本契約は、乙と甲の間は一切の本サービスの利用と、それに係わる全てに関して適用されるものとします。
2. 乙は、甲の承諾を得ることなく契約内容を変更できるものとし、それに伴う業務上の手続き、サービス内容、各種料金その他一切の要素の全部、又は一部につき修正あるいは改訂、中止することができるものとします。
3. 甲は全ての条項について、変更後の契約内容に従うものとします。
4. 契約内容の変更に伴い、その内容に大幅な変更が発生すると乙が判断した場合には、本サイト及び書面、電子メール等で甲に可能な範囲で、事前に告知するものとします。

第 13 条 資料の提供及び秘密の保持

1. 甲は委嘱業務に必要な資料を、その責任と負担において乙に提供するものとする。その際、乙は業務上知りえた甲の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしたり、また窃用しない。

第 14 条 届出の義務

1. 以下に該当する場合、甲は速やかに乙へ連絡しなければならない。届出を怠った場合は、即座に広告の掲載を中止する場合がある。
 - (1) 甲の広告のリンク先アドレスや内容に変更・移転・閉鎖・障害等があったとき。
 - (2) 甲の名称、所在地、連絡先に変更があったとき。
 - (3) 甲が法人格を有しない団体にあつては、代表者を変更するとき。
 - (4) 甲の広告の内容が、本契約の定める各条項に抵触すると思われるとき。

第 15 条 知的所有権に関して

1. 甲が乙に提供したデータを除き、広告の所有権は乙に所属するものとする。

第 16 条 その他・注意事項

1. 本契約により乙は甲にバナーのクリック数、表示回数を保証しない。

第 17 条 協議

1. 本契約の各事項の解釈において疑義が生じた場合、又は本サービスの利用に関し疑義が生じた場合には、その都度、甲と乙の間にて協議のうえ、円満解決をはかるものとする。

第 18 条 裁判管轄

1. 乙と甲もしくは閲覧者もしくは第三者の間にて、本契約及び本サービスに関し紛争が生じた場合、京都地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則 本契約の各条項は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所 :

社 名 :

代表者 :

Ⓜ

(乙) 住 所 :

社 名 :

代表者 :

Ⓜ

本契約は、契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自 1 通を保管することとする。

京都府旅館ホテル生活衛生同業組合

〒604-0941 京都市中京区御池通御幸町西北角 京都府旅館会館 6 階

E-mail : info@kyotoryokan.com

TEL.075-221-6231 FAX.075-256-5897